

千葉県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年3月20日

千葉県監査委員	清	水	謙	司	
同		宮	原	清	貴
同		川	合	隆	史
同		宇留間	又衛門		

29千総総第1005号

平成30年3月12日

千葉市監査委員 清水 謙 司 様  
同 宮 原 清 貴 様  
同 川 合 隆 史 様  
同 宇留間 又衛門 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度監査報告第9号及び第11号、平成29年度監査報告第7号及び第8号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 交付決定に係る審査を確実に行うべきもの</p> <p>ア 補助金の交付決定に伴う要件の調査を適正に行うべきもの（経済農政局）</p> <p>補助金等交付規則第4条第1項によると、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等を調査するものとされている。</p> <p>また、外国人観光客受入環境整備等支援補助金交付要綱第3条第2号によると、補助金の交付の対象となる者は市税の滞納がないことなどが要件とされ、同要綱第7条第1項第3号によると、補助金交付申請書には、市税情報閲覧同意書を添付して提出しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、外国人観光客受入環境整備等支援補助金については、申請者から市税情報閲覧同意書の提出を受けていたものの、交付決定に係る審査に当たり、申請者の市税納付状況の調査が行われていなかった。</p> <p>補助金の交付決定に伴う要件の調査については、規則等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>補助金の交付決定に伴う要件の調査については、チェックシートを作成し、これを交付申請の審査の際に用いて交付要件の適合状況を確認することで、調査を適正に行っている。</p>
<p>(4) その他</p> <p>ア 債務負担行為の設定を適正に行うべきもの（経済農政局）</p> <p>地方自治法第214条によると、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為</p>	<p>企業立地促進事業補助金に係る債務負担行為の設定については、平成30年度当初予算において、年度を超える補助金の交付に関し、債務負担行為を設定した。</p>

として定めておかなければならないとされている。

しかしながら、企業立地促進事業補助金については、毎年度の歳出予算の計上は適正に行われているものの、複数年度に渡る補助金交付を前提として補助対象事業の計画を承認しているにもかかわらず、年度を超える補助金の交付に関して債務負担行為を設定していなかった。

債務負担行為の設定については、本市が将来負担する債務の全体像の把握に資することから、適正に行われたい。